

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和4年3月7日(2022.3.7)

【国際公開番号】WO2019/161108

【公表番号】特表2021-513911(P2021-513911A)

【公表日】令和3年6月3日(2021.6.3)

【出願番号】特願2020-543522(P2020-543522)

【国際特許分類】

B 0 1 D 3 9 / 1 6 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

B 0 1 D 3 9 / 1 8 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

B 0 1 D 3 9 / 2 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

B 3 2 B 5 / 1 8 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

10

【F I】

B 0 1 D 3 9 / 1 6 E

B 0 1 D 3 9 / 1 8

B 0 1 D 3 9 / 2 0 B

B 3 2 B 5 / 1 8

【手続補正書】

20

【提出日】令和4年2月25日(2022.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の表面であって、前記第1の表面がトルエンに浸漬される場合、50 $\mu$ Lの水滴についての前記第1の表面のロールオフ角を増加させる処理を有する第1の表面を有する基材層を含むフィルター媒体であって、前記基材層は、第1の縁部及び第2の縁部を有し、且つ前記基材層は、前記第1の縁部と前記第2の縁部との間に延在する複数の縦溝を画定する、フィルター媒体。

30

【請求項2】

第1の表面であって、前記第1の表面がトルエンに浸漬される場合、50 $\mu$ Lの水滴についての前記第1の表面のロールオフ角を増加させる処理を有する第1の表面を有する第1の基材層であって、第1の縁部及び第2の縁部を有し、且つ縦溝の頂部及び縦溝の谷部を画定するように縦溝が形成される、第1の基材層と；

前記第1の基材層に連結された第2の基材層であって、平面である第2の基材層とを含むフィルター媒体であって、前記第1の基材層及び前記第2の基材層は、前記第1の縁部と前記第2の縁部との間に延在する複数の縦溝を協同して画定する、フィルター媒体

40

【請求項3】

第1の表面であって、前記第1の表面がトルエンに浸漬される場合、50 $\mu$ Lの水滴について50度～90度の範囲のロールオフ角及び90度～180度の範囲の接触角を有する第1の表面を画定する第1の基材層と；

前記第1の基材層に当接する第2の基材層であって、第2の表面であって、前記第2の表面がトルエンに浸漬される場合、50 $\mu$ Lの水滴について50度～90度の範囲のロールオフ角及び90度～180度の範囲の接触角を有する第2の表面を画定する第2の基材層と

50

を含むフィルター媒体。

【請求項4】

UV処理された表面である第1の表面を有する第1の基材層と；

前記第1の基材層に当接する第2の基材層であって、親水基含有ポリマーを有する第2の表面を含む第2の基材層と

を含むフィルター媒体。

【請求項5】

第1の多孔度を有し、且つ第1の表面を画定する第1の基材と；

前記第1の基材に当接する第2の基材であって、第2の多孔度を有し、且つ第2の表面を画定する第2の基材と

を含むフィルター媒体であって、前記第1の多孔度は、前記第2の多孔度より大きく、前記第1の表面及び前記第2の表面は、前記表面がトルエンに浸漬される場合、50 $\mu$ Lの水滴についての前記表面のロールオフ角を増加させる処理をそれぞれ有する、フィルター媒体。

10

20

30

40

50